

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 総務課・高齢者支援課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示」の公布について

計36枚（本紙を除く）

Vol.645

平成30年4月2日

厚生労働省老健局

総務課・高齢者支援課

・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3919、3971
FAX：03-3595-2490 3937、3949）

老 発 0330 第 15 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示」の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行等に伴い、「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 180 号）」が公布され、平成 30 年 4 月 1 日より施行することとしていますので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

○厚生労働省告示第百八十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第三十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示

（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部改正）

第一条 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和三十五年労働省告示第十号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

様式第16号の2の2(表面)

労働者災害補償保険
介護補償給付 支給請求書
介護給付

標準字体

0	1	2	3	4	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
5	6	7	8	9	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
					ウ	ク	ス	ツ	フ	ム	ユ	ル	ヽ	
					エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	。	
					オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ー

○濁点、半濁点は一文字として書いてください。
(例) カ^ハ、^ロ

①管轄局署 ②受付年月日 ③特別コード ④介護料区分

※ 35290

(イ) 年金証書番号 (ロ) 受給している労災年金の種類
 (ハ) 障害の部位及び状態並びに当該障害を有することに伴う日常生活の状態については別紙診断書のとおり。

(ニ) 労働者の氏名(カタカナ) 生年月日

氏名 住所

⑦(ホ)請求対象年月 ⑧(ヘ)費用を支出して介護を受けた日数 ⑨(ト)介護に要する費用として支出した費用の額

⑩(ホ)請求対象年月 ⑪(ヘ)費用を支出して介護を受けた日数 ⑫(ト)介護に要する費用として支出した費用の額

(ホ)請求対象年月 (ヘ)費用を支出して介護を受けた日数 (ト)介護に要する費用として支出した費用の額

振込を希望する金融機関の名称 口座名義人

右の欄及びからまでの欄は、口座を新規に届け出る場合、又は、届け出た口座を変更する場合のみ記入してください。

(チ) 預貯金の種別 口座番号(左詰め、ゆうちょ銀行の場合は、記号(6桁)は左詰め、番号は右詰め)で記入し、空欄には「0」を記入。

口座名義人(カタカナ) (続き)口座名義人(カタカナ)

(リ) 介護を受けた場所等 (ただし、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム及び原子爆弾被爆者特別養護ホームは除く。)

氏名	生年月日	総額	介護期間・日数	区分
	年 月 日		月 日から 月 日まで 日間	イ 親族 ロ 友人・知人 ハ 看護師・家政婦又は看護補助者 ニ 施設職員
	年 月 日		月 日から 月 日まで 日間	イ 親族 ロ 友人・知人 ハ 看護師・家政婦又は看護補助者 ニ 施設職員
	年 月 日		月 日から 月 日まで 日間	イ 親族 ロ 友人・知人 ハ 看護師・家政婦又は看護補助者 ニ 施設職員

(ル) 添付する書類 イ 診断書 ロ 介護に要した費用の額の証明書(通)

上記より 介護補償給付の支給を 請求します。
 年 月 日 請求人の 氏名 住所 () 方 印
 労働基準監督署長 殿

[介護の事実に関する申立て] 私は、上記(リ)及び(ヌ)のとおり介護に従事したことを申し立てます。
 住所 氏名 電話番号 () 印

様式第十六号の二の二(表面)を次のように改める。

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。)
 ◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。折り出せる場合には(▲)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

(注意) 一、□、○で表示された枠以下、「記入枠」という。(に記入する文字は、光字式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行いますので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。
 二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲んでください。(ただし、欄については該当番号を記入してください。)
 三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式の右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめにカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正)

第二条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二二三三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省令第三号) 第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サードサービス事業のうち介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サードサービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防防支援助事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防防支援助事業</p> <p>十四〇十八 (略)</p>	<p>1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省令第三号) 第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サードサービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サードサービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防防支援助事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防防支援助事業</p> <p>十四〇十八 (略)</p>

(指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の一部改正)

第二条 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者(平成四年厚生省告示第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一〇八 (略)</p> <p>九 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(病院、診療所、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院を現に開設しているもの又は指定訪問看護の事業を現に行っているものに限る。)</p> <p>十〇十三 (略)</p>	<p>一〇八 (略)</p> <p>九 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(病院、診療所若しくは介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を現に開設しているもの又は指定訪問看護の事業を現に行っているものに限る。)</p> <p>十〇十三 (略)</p>

(厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部改正)

第四条 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年厚生省告示第九十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 〇 (略)</p> <p>11 認知症老人徘徊感知機器</p> <p>介護保険法第五条の二第二項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの</p> <p>12 〇 (略)</p>	<p>1 〇 (略)</p> <p>11 認知症老人徘徊感知機器</p> <p>介護保険法第五条の二に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの</p> <p>12 〇 (略)</p>

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第五條 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十一年厚生省告示第十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～6 (略) 7 通所リハビリテーション費 イ 通常規模型リハビリテーション費 (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合 (一) 要介護1 329単位 (二) 要介護2 358単位 (三) 要介護3 388単位 (四) 要介護4 417単位 (五) 要介護5 448単位 (2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合 (一) 要介護1 343単位 (二) 要介護2 398単位 (三) 要介護3 455単位 (四) 要介護4 510単位 (五) 要介護5 566単位 (3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 (一) 要介護1 444単位 (二) 要介護2 520単位 (三) 要介護3 596単位 (四) 要介護4 693単位 (五) 要介護5 789単位 (4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合 (一) 要介護1 508単位 (二) 要介護2 595単位 (三) 要介護3 681単位 (四) 要介護4 791単位 (五) 要介護5 900単位 (5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 (一) 要介護1 576単位 (二) 要介護2 688単位 (三) 要介護3 799単位	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～6 (略) 7 通所リハビリテーション費 イ 通常規模型リハビリテーション費 (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合 (一) 要介護1 329単位 (二) 要介護2 358単位 (三) 要介護3 388単位 (四) 要介護4 417単位 (五) 要介護5 448単位 (2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合 (一) 要介護1 343単位 (二) 要介護2 398単位 (三) 要介護3 455単位 (四) 要介護4 510単位 (五) 要介護5 566単位 (3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 (一) 要介護1 444単位 (二) 要介護2 520単位 (三) 要介護3 596単位 (四) 要介護4 693単位 (五) 要介護5 789単位 (4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合 (一) 要介護1 508単位 (二) 要介護2 595単位 (三) 要介護3 681単位 (四) 要介護4 791単位 (五) 要介護5 900単位 (5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 (一) 要介護1 576単位 (二) 要介護2 688単位 (三) 要介護3 799単位

(四) 要介護4	930単位
(五) 要介護5	1,060単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	667単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	924単位
(四) 要介護4	1,076単位
(五) 要介護5	1,225単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	712単位
(二) 要介護2	849単位
(三) 要介護3	988単位
(四) 要介護4	1,151単位
(五) 要介護5	1,310単位
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	323単位
(二) 要介護2	354単位
(三) 要介護3	382単位
(四) 要介護4	411単位
(五) 要介護5	441単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	337単位
(二) 要介護2	392単位
(三) 要介護3	448単位
(四) 要介護4	502単位
(五) 要介護5	558単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	437単位
(二) 要介護2	512単位
(三) 要介護3	587単位
(四) 要介護4	682単位
(五) 要介護5	777単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	498単位
(二) 要介護2	583単位
(三) 要介護3	667単位
(四) 要介護4	774単位
(五) 要介護5	882単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	556単位
(二) 要介護2	665単位

(四) 要介護4	930単位
(五) 要介護5	1,060単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	667単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	924単位
(四) 要介護4	1,076単位
(五) 要介護5	1,225単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	712単位
(二) 要介護2	849単位
(三) 要介護3	988単位
(四) 要介護4	1,151単位
(五) 要介護5	1,310単位
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	323単位
(二) 要介護2	354単位
(三) 要介護3	382単位
(四) 要介護4	411単位
(五) 要介護5	441単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	337単位
(二) 要介護2	392単位
(三) 要介護3	448単位
(四) 要介護4	502単位
(五) 要介護5	558単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	437単位
(二) 要介護2	512単位
(三) 要介護3	587単位
(四) 要介護4	682単位
(五) 要介護5	777単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	498単位
(二) 要介護2	583単位
(三) 要介護3	667単位
(四) 要介護4	774単位
(五) 要介護5	882単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	556単位
(二) 要介護2	665単位

(三) 要介護3	772単位
(四) 要介護4	899単位
(五) 要介護5	1,024単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	650単位
(二) 要介護2	777単位
(三) 要介護3	902単位
(四) 要介護4	1,049単位
(五) 要介護5	1,195単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	688単位
(二) 要介護2	820単位
(三) 要介護3	955単位
(四) 要介護4	1,111単位
(五) 要介護5	1,267単位
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	316単位
(二) 要介護2	346単位
(三) 要介護3	373単位
(四) 要介護4	402単位
(五) 要介護5	430単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	330単位
(二) 要介護2	384単位
(三) 要介護3	437単位
(四) 要介護4	491単位
(五) 要介護5	544単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	426単位
(二) 要介護2	500単位
(三) 要介護3	573単位
(四) 要介護4	666単位
(五) 要介護5	759単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	480単位
(二) 要介護2	563単位
(三) 要介護3	645単位
(四) 要介護4	749単位
(五) 要介護5	853単位

(三) 要介護3	772単位
(四) 要介護4	899単位
(五) 要介護5	1,024単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	650単位
(二) 要介護2	777単位
(三) 要介護3	902単位
(四) 要介護4	1,049単位
(五) 要介護5	1,195単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	688単位
(二) 要介護2	820単位
(三) 要介護3	955単位
(四) 要介護4	1,111単位
(五) 要介護5	1,267単位
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	316単位
(二) 要介護2	346単位
(三) 要介護3	373単位
(四) 要介護4	402単位
(五) 要介護5	430単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	330単位
(二) 要介護2	384単位
(三) 要介護3	437単位
(四) 要介護4	491単位
(五) 要介護5	544単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	426単位
(二) 要介護2	500単位
(三) 要介護3	573単位
(四) 要介護4	666単位
(五) 要介護5	759単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	480単位
(二) 要介護2	563単位
(三) 要介護3	645単位
(四) 要介護4	749単位
(五) 要介護5	853単位

(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	537 単位
(二) 要介護 2	643 単位
(三) 要介護 3	746 単位
(四) 要介護 4	870 単位
(五) 要介護 5	991 単位

(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	626 単位
(二) 要介護 2	750 単位
(三) 要介護 3	870 単位
(四) 要介護 4	1,014 単位
(五) 要介護 5	1,155 単位

(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	664 単位
(二) 要介護 2	793 単位
(三) 要介護 3	922 単位
(四) 要介護 4	1,075 単位
(五) 要介護 5	1,225 単位

注 1～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して 3 月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して 3 月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては 1 日につき、ロについては 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注 10 を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

10～20 (略)

二～ハ (略)

8～11 (略)

(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	537 単位
(二) 要介護 2	643 単位
(三) 要介護 3	746 単位
(四) 要介護 4	870 単位
(五) 要介護 5	991 単位

(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	626 単位
(二) 要介護 2	750 単位
(三) 要介護 3	870 単位
(四) 要介護 4	1,014 単位
(五) 要介護 5	1,155 単位

(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	664 単位
(二) 要介護 2	793 単位
(三) 要介護 3	922 単位
(四) 要介護 4	1,075 単位
(五) 要介護 5	1,225 単位

注 1～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して 3 月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して 3 月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては 1 日につき、ロについては 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注 10 を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

10～20 (略)

二～ハ (略)

8～11 (略)

(指定施設カーヒス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第八表 指定施設カーヒス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第 111 号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス費 イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) 介護福祉施設サービス費 (一) 介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 557単位 b 要介護2 625単位 c 要介護3 695単位 d 要介護4 763単位 e 要介護5 829単位 (二) 介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 557単位 b 要介護2 625単位 c 要介護3 695単位 d 要介護4 763単位 e 要介護5 829単位 (2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費 (一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 659単位 b 要介護2 724単位 c 要介護3 794単位 d 要介護4 859単位 e 要介護5 923単位 (二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 659単位 b 要介護2 724単位 c 要介護3 794単位 d 要介護4 859単位 e 要介護5 923単位 ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 636単位 b 要介護2 703単位 c 要介護3 776単位 d 要介護4 843単位 e 要介護5 910単位 (二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 636単位 b 要介護2 703単位	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス費 イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) 介護福祉施設サービス費 (一) 介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 557単位 b 要介護2 625単位 c 要介護3 695単位 d 要介護4 763単位 e 要介護5 829単位 (二) 介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 557単位 b 要介護2 625単位 c 要介護3 695単位 d 要介護4 763単位 e 要介護5 829単位 (2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費 (一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 659単位 b 要介護2 724単位 c 要介護3 794単位 d 要介護4 859単位 e 要介護5 923単位 (二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 659単位 b 要介護2 724単位 c 要介護3 794単位 d 要介護4 859単位 e 要介護5 923単位 ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 636単位 b 要介護2 703単位 c 要介護3 776単位 d 要介護4 843単位 e 要介護5 910単位 (二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 636単位 b 要介護2 703単位

<p> c 要介護3 776単位 d 要介護4 843単位 e 要介護5 910単位 (2) ユニッツ型経過の小規模介護福祉施設サービス費 (一) ユニッツ型経過の小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ) a 要介護1 730単位 b 要介護2 795単位 c 要介護3 866単位 d 要介護4 931単位 e 要介護5 995単位 (二) ユニッツ型経過の小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ) a 要介護1 730単位 b 要介護2 795単位 c 要介護3 866単位 d 要介護4 931単位 e 要介護5 995単位 注1～12 (略) 13 認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。 14～18 (略) ハ～ラ (略) 2～4 (略) </p>	<p> c 要介護3 776単位 d 要介護4 843単位 e 要介護5 910単位 (2) ユニッツ型経過の小規模介護福祉施設サービス費 (一) ユニッツ型経過の小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ) a 要介護1 730単位 b 要介護2 795単位 c 要介護3 866単位 d 要介護4 931単位 e 要介護5 995単位 (二) ユニッツ型経過の小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ) a 要介護1 730単位 b 要介護2 795単位 c 要介護3 866単位 d 要介護4 931単位 e 要介護5 995単位 注1～12 (略) 13 認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。 14～18 (略) ハ～ラ (略) 2～4 (略) </p>
--	---

(介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部改正)
第七条 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付(平成十二年厚生省告示第五十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p> 一〇七 (略) 八 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第四条に規定する指定訪問介護をいう。)及び指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)並びに指定事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。)により行われる当該指定に係る第一号訪問事業(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。)に係る介護の給付 </p>	<p> 一〇七 (略) 八 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第四条に規定する指定訪問介護をいう。)指定介護予防訪問介護(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)附則第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下指定地域密着型サービス基準)という。第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)及び指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス基準第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)並びに指定事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。)により行われる当該指定に係る第一号訪問事業(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。)に係る介護の給付 </p>
--	---